

事務連絡
令和3年4月19日

関係者各位

港湾局長

まん延防止等重点措置下における港湾局の対応について（通知）

令和3年4月16日に神奈川県から発出された「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」に伴い、本日、「まん延防止等重点措置に伴う本市行政運営方針」を決定いたしました。

こうした状況下において、港湾局においても、新型コロナウイルスの感染拡大を抑制するため、まん延防止等重点措置の期限である5月11日までの間、別紙1のとおり、港湾局市民利用施設の営業時間を一部変更いたします。

市民ならびに事業者等におかれましては、ご不便をおかけいたしますがご理解くださいますようお願いいたします。

なお、現在行っている港湾局窓口業務については、別紙2のとおり、感染防止対策を講じた上で、継続いたします。

- 1 港湾局市民利用施設及び公園内駐車場の営業時間について（別紙1のとおり）
- 2 港湾局窓口業務の執行体制について（別紙2のとおり）

各施設の使用制限等の詳しい状況については、別紙の各所管課までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

（なお、施設の新たな再開に関する情報や、イベントの開催に関する情報、その他市民生活に影響のある情報については、下記の市ホームページ等を通じ、市民の皆様に随時情報提供を行います。）

- 市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報リンクページ」
アドレス <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000116186.html>

港湾振興部庶務課担当
電話 044(200)3048
FAX044(200)3981